

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成31年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、34,887件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

平成31年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理 者選任対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇 場 等	29	28	96.6	26	89.7
1-ロ	集 会 場 等	1,245	739	59.4	672	54.0
2-イ	キ ャ バ レ ー 等	1	1	100.0	0	—
2-ロ	遊 技 場 等	68	57	83.8	50	73.5
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	19	17	89.5	14	73.7
3-イ	待 合 ・ 料 理 店 等	5	5	100.0	5	100.0
3-ロ	飲 食 店	752	510	67.8	452	60.1
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	982	736	74.9	647	65.9
5-イ	旅 館 ・ ホ テ ル	457	437	95.6	402	88.0
5-ロ	共 同 住 宅 等	1,445	933	64.6	802	55.5
6-イ	病 院 等	172	148	86.0	136	79.1
6-ロ	社 会 福 祉 施 設 等	380	358	94.2	337	88.7
6-ハ	老人デイサービスセンター等	412	382	92.7	359	87.1
6-ニ	幼 稚 園 等	146	142	97.3	121	82.9
7	学 校	405	389	96.0	341	84.2
8	図 書 館 等	52	45	86.5	41	78.8
9-イ	蒸 気 浴 場	5	4	80.0	3	60.0
9-ロ	他 の 公 衆 浴 場	27	20	74.1	16	59.3
10	停 車 場	3	3	100.0	3	100.0
11	神 社 ・ 寺 院	241	169	70.1	146	60.6
12-イ	工 場 ・ 作 業 場	299	235	78.6	201	67.2
12-ロ	ス タ ジ オ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐 車 場	3	1	33.3	1	33.3
13-ロ	格 納 庫	0	0	—	0	—
14	倉 庫	52	35	67.3	28	53.8
15	事 務 所 等	920	667	72.5	555	60.3
16-イ	特 定 複 合 用 途 施 設	1,964	1,239	63.1	1,019	51.9
16-ロ	一 般 複 合 用 途 施 設	283	202	71.4	170	60.1
16/2	地 下 街	0	0	—	0	—
16/3	準 地 下 街	0	0	—	0	—
17	文 化 財 建 造 物	59	53	89.8	51	86.4
18	ア ー ケ ー ド	0	0	—	0	—
計		10,428	7,557	72.5	6,600	63.3

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

平成31年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇場等	36	36	0	3	3	0	23	23	0
1-ロ 集会場等	403	402	1	10	10	0	77	77	0
2-イ キャバレー等	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2-ロ 遊技場等	80	80	0	5	5	0	22	22	0
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	24	22	2	0	0	0	4	4	0
3-イ 待合・料理店等	9	9	0	0	0	0	1	1	0
3-ロ 飲食店	314	308	6	0	0	0	12	12	0
4 百貨店・マーケット	783	782	1	101	101	0	128	126	2
5-イ 旅館・ホテル	1,060	1,058	2	17	17	0	295	295	0
6-イ 病院等	345	345	0	78	78	0	48	48	0
6-ロ 社会福祉施設等	582	579	3	537	535	2	30	30	0
6-ハ 老人デイサービスセンター等	660	659	1	42	42	0	61	59	2
6-ニ 幼稚園等	246	246	0	2	2	0	30	30	0
9-イ 蒸気浴場	5	5	0	0	0	0	5	5	0
16-イ 特定複合用途施設	1,993	1,960	33	143	142	1	225	218	7
計	6,541	6,492	49	938	935	3	961	950	11

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成31年4月1日現在

	対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
		使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	40	31	77.5	9	24	60.0	16	6	15.0	34
1-ロ 集会場等	937	538	57.4	399	399	42.6	538	150	16.0	787
2-イ キャバレー等	1	0	—	1	0	—	1	0	—	1
2-ロ 遊技場等	89	46	51.7	43	38	42.7	51	13	14.6	76
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ニ カラオケボックス等	24	9	37.5	15	10	41.7	14	2	8.3	22
3-イ 待合・料理店等	10	4	40.0	6	2	20.0	8	0	0.0	10
3-ロ 飲食店	704	336	47.7	368	223	31.7	481	109	15.5	595
4 百貨店・マーケット	1,411	628	44.5	783	377	26.7	1,034	192	13.6	1,219
5-イ 旅館・ホテル	710	550	77.5	160	498	70.1	212	140	19.7	570
6-イ 病院等	608	391	64.3	217	292	48.0	316	80	13.2	528
6-ロ 社会福祉施設等	544	414	76.1	130	323	59.4	221	111	20.4	433
6-ハ 老人デイサービスセンター等	820	543	66.2	277	420	51.2	400	170	20.7	650
6-ニ 幼稚園等	276	180	65.2	96	112	40.6	164	31	11.2	245
9-イ 蒸気浴場	5	2	40.0	3	3	60.0	2	0	0.0	5
12-ロ スタジオ	3	2	66.7	1	2	66.7	1	1	33.3	2
16-イ 特定複合用途施設	1,243	484	38.9	759	341	27.4	902	40	3.2	1,203
16-ロ 一般複合用途施設	58	19	32.8	39	12	20.7	46	1	1.7	57
高層建築物	51	39	76.5	12	37	72.5	14	28	54.9	23
計	7,534	4,216	56.0	3,318	3,113	41.3	4,421	1,074	14.3	6,460

※未使用には、防災物品の使用の有無が不明であった場合を含む。

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

平成31年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定用件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ	劇場等	23	0	7	0	2	0
1-ロ	集会場等	238	3	56	0	3	0
2-イ	キャバレー等	0	1	0	0	0	0
2-ロ	遊技場等	40	5	15	2	6	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス等	6	1	3	0	0	0
3-イ	待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	4	23	0	0	0	0
4	百貨店・マーケット	189	18	77	0	20	0
5-イ	旅館・ホテル	129	55	73	17	7	6
6-イ	病院等	37	18	15	4	2	1
6-ロ	社会福祉施設等	8	10	3	4	1	1
6-ハ	老人デイサービスセンター等	18	7	5	3	0	0
6-ニ	幼稚園等	7	1	2	0	0	0
9-イ	蒸気浴場	5	0	0	0	0	0
16-イ	特定複合用途施設	271	89	56	12	14	0
	計	975	232	312	42	55	8

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

		甲種							乙種							
		特	1類	2類	3類	4類	5類	計	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	計
平成29年度	受験者数	69	333	106	115	577	144	1,344	52	19	28	284	40	576	150	1,149
	合格者数	13	95	45	42	171	42	408	22	5	4	120	13	221	95	480
平成30年度	受験者数	44	345	129	112	525	127	1,282	44	7	34	277	25	582	149	1,118
	合格者数	14	116	43	50	193	32	448	15	3	20	105	12	235	95	485

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵や取り扱いをしてはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成29年度	37	531	225	748	331	1,835	518	11	397	926	2,798	1,622
平成30年度	37	521	219	733	329	1,802	506	11	394	911	2,750	1,596
平成31年度	38	518	212	711	318	1,759	487	11	385	883	2,680	1,558

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を（一財）消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、（一社）奈良県防災安全協会に委託して実施している。

危険物取扱者試験実施状況

（単位：人）

	甲種	乙種							丙種	合計	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	計			
平成29年度	受験者数	213	116	115	134	2,414	153	146	3,078	99	3,390
	合格者数	76	85	88	91	782	119	92	1,257	59	1,392
平成30年度	受験者数	154	121	99	120	2,103	124	111	2,678	119	2,951
	合格者数	52	74	67	78	832	78	71	1,200	68	1,320

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	平成29年度		平成30年度	
	立入検査		立入検査	
	施設数	延べ回数	施設数	延べ回数
製造所	25	25	27	27
貯蔵所	892	905	810	840
取扱所	487	507	444	453
計	1,404	1,437	1,281	1,320

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動		平成31年度
	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「みんなで守ろう 文化財」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～7日	「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「守りたい 森と未来を 炎から」
車 両 火 災 予 防 運 動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成31年4月1日現在、36組織が結成され、クラブ員数は1,676人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、令和元年5月1日現在、少年消防クラブは、4クラブ結成されており、クラブ員数は10人である。また、幼年消防クラブは、133クラブ結成されており、クラブ員数は5,910人である。